平成２５年（フ）第３号
愛媛県今治市波方町波方甲2217番地１
債務者　眞鍋　広記
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１号
福岡県大川市大字榎津73番地２
債務者　林　　正継
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５号
福岡県八女郡広川町大字広川276番地
債務者　馬場　清子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１５号
佐賀県小城市三日月町長神田135番地15
債務者　中村　ルミ
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
佐賀市鍋島１丁目12番17―304号
債務者　今増　節子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
佐賀県佐賀市蓮池町大字小松946番地２
債務者　諸限典以子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６４号
沖縄県那覇市壺屋１丁目４番10号　玉城方
債務者　直江　文子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０９号
熊本市西区河内町面木47番地
債務者　西村　葉子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
青森県五所川原市石岡藤巻22―20―Ａ棟、住民票上の住所青森県つがる市富萢町屏風山１番地155
債務者　野澤　健悟
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第６５３９号
大阪市東淀川区東中島１丁目11番５―401号、前住所大阪市東住吉区桑津４丁目９番３号
債務者　野西　丈恵
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０１２号
大阪市北区曽根崎新地２―５―５　堂島プライマリーワン703号室、住民票上の住所兵庫県芦屋市若葉町２番２―1332号
債務者　中家　由恵
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８４号
大阪市中央区龍造寺町２番２号301、前住所大阪市中央区島町２丁目２番２―1203号
債務者　田中真優子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５号
大阪府門真市新橋町25番15号　新橋マンション202号
債務者　西村　久子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５５号
大阪府豊中市永楽荘２丁目２番９―102号
債務者　齊藤　紀子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６号
大阪府豊中市永楽荘２丁目２番９―102号
債務者　齊藤　章子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９２号
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目23番９号プラネットハイツ401号
債務者　髙松タカ子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７０８号
大阪市平野区流町２丁目１番38号　ウインライフ流町402
債務者　中原　美佐
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２０号
大阪市生野区林寺１丁目１番７号、前住所奈良県生駒市東生駒１丁目556番地５　メゾンドール405
債務者　森　　純一
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部